

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月17日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

広面町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 町内発展と生活向上を期する
- (5) 会員相互の親睦を図る

3 区域

本会の区域は、秋田市広面字広面の全域、広面字宮田の全域、広面字樋ノ上18番地1、18番地5、20番地、21番地2、21番地3、21番地5、22番地4、25番地、26番地2から26番地4まで、28番地4、29番地3、29番地7、32番地5から32番地9まで、広面字碓60番地1、60番地2、93番地1、広面字小沼古川端4番地1、5番地2、6番地1から6番地4まで、7番地2から7番地15まで、11番地7、11番地15、33番地、34番地4から34番地10までおよび91番地1から101番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名および住所

川 辺 英 勝

秋田市広面字広面79番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和7年1月17日